

# 15のいす

— 「欧州の首都」 ストラスブール

統合と法の支配に向けて—

最高裁判所判事

林 景 一

最高裁判事は、毎日こもりきりで大量の書類を読み続けるので、「修道士」みたいだと言う人もいる。それでも国内外への出張がたまにある。先般、私も、司法交流で、ロンドン、パリの後、ストラスブールに赴き、欧州評議会(CoE = Council of Europe)の「欧州裁判官会議」にオブザーバー参加してきた。ストラスブールは、仏独間で何百年も奪い合ってきたアルザス地方最大の街であり、独仏不戦・欧州融和の象徴的都市だ。だから、EUの立法機関たる欧州議会が置かれ、CoEとその下にある欧州人権裁判所があって、「欧州の首都」の異名がある。

欧州統合の中核はEUであり、EUは、市場から通貨、政治、社会へと統合を進め、めざましく発展・拡大してきた。ただ、欧州統合=EUではない。CoEは、1949年、戦後欧州における法の支配と人権、民主主義の擁護を目的として設立された。EUよりも歴史があり、加盟国数も47もあって、ロシアやトルコまで含む、真の汎欧州機関なのだ(チャーチルの主導した、緩やかな連携機関だから、



英国も離脱しないだろう)。そして、設立目的に沿った法制度作りとして、世界の動きを先取りする条約(人権、サイバー、テロなど)を200本以上作成している。しかも、重要なことに、日米を含む5カ国だけがオブザーバーの地位を認められており、かつ、日本が現に加入した「受刑者移送条約」(私も国会承認に  
関与した)のように、非加盟国にも開放されて国際標準になる条約が多いのだ。私は、以前、やはりCoEの下にある国際公法法律顧問委員会(CAHD)での主権免除条約の議論に参加して、CoEの重要性を認識したが、今回、司法府でも活発な活動があることを知り、その認識を深めた。会議では、旧ソ連圏諸国における裁判制度を「欧州標準」に引き上げるための勧告を、各国の最高裁判事たちが議論している。今回の主題は、裁判官の補助スタッフの役割や行動規範だった。ここでの勧告が、いずれ国際標準あるいはその基になり得るのであるから、日本も無関心ではおれない。幸い、ストラスブール総領事館には長年、若手裁判官が領事として出向しており、欧州評議会への日本の常駐代表という役割の一翼を担っているのは頼もしい。

(はやし・けいいち)